

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第2871100497号)

当施設はご利用者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 愛和会 |
| (2) 法人所在地 | 豊中市寺内 1-1-10 |
| (3) 電話番号 | 06-6866-2941 |
| FAX 番号 | 06-6866-2950 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高岡 秀幸 |
| (5) 設立年月日 | 平成 11 年 11 月 2 日 |

2. ご利用施設の概要

- | | | | |
|--------------|--------------------------|------|------|
| (1) 建物の構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 地上4階 | 地下1階 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 4, 999. 64m ² | | |
| (3) 併設事業 | | | |

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用定員
通所介護	2871100562	50名
短期入所生活介護	2871100497	10名
居宅介護支援事業	2871100505	
訪問介護	2871100489	
訪問看護	2861190268	

(4) 施設の周辺環境

京阪神から交通至便、かつ自然と緑に包まれた住宅地・中山にあります。

3. 愛和会の理念

- (1) 広く社会のためにより良い保健福祉サービスを提供し、生きがいのある社会生活の増進に貢献する。
- (2) 人間の尊厳と人権を尊重し、公平で平等な法人活動に努める。
- (3) 地域社会との協調を深め、創意工夫をこらして利用者の保健福祉の向上と法人の健全な発展を図る。
- (4) 保健福祉に携わるものとしての使命を自覚し、学識、技術の研鑽と人間性の向上に努める。
- (5) 自主性と和の精神を重んじ、利用者と共に法人に働く誇りと喜びを共にする。

モットー

貢献 ・ 創意 ・ 協調

4. ご利用施設

- | | |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成 12 年 10 月 1 日指定
兵庫県第 2871100497 号 |
| (2) 施設の目的 | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑 |
| (4) 施設の所在地 | 宝塚市中筋 2 丁目 10 番 18 号
JR 宝塚線「中山寺」駅下車 徒歩 8 分
阪急宝塚線「中山」駅下車 徒歩 12 分 |
| (5) 電話番号 | 0797-80-4165 FAX 番号 0797-80-4111 |
| (6) 施設長氏名 | 宮山 純子 |
| (7) 当施設の運営方針 | <ol style="list-style-type: none">1. 私たちは、利用者が主体的、自立的に生きていくことを援助します。2. 私たちは、利用者一人一人が住み慣れた地域でより長く、より豊かに生活できるよう援助します。3. 私たちは、地域の皆様から信頼され愛されるよう開かれた施設作りに努めます。4. 私たちは、サービス利用者の方が必要とする情報の提供を行うよう努めます。 |

- (8)開設年月 平成 12 年 10 月 1 日
(9)入所定員 60 名

5. 施設利用対象者

- (1)当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果「要介護 3～5」と認定された方が対象となります。

また、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。

- (2)入所契約の締結前に、当施設から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。

このような場合には、ご利用者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

6. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所時に作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

① 当施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

② その担当者は施設サービス計画原案について、ご利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③ 施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合は、ご利用者及びその家族と協議し、施設サービス計画を変更します。

④ 施設サービス計画が変更された場合は、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。入居される居室は、ご利用者の心身の状況や希望、居室の空き状況等を考慮し協議の後決定いたします。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	22室	18.23 m ² (1人あたり)
2人部屋	4室	12 m ² (1人あたり)
4人部屋	10室	11.54 m ² (1人あたり)
合計	36室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・一般浴槽
医務室	1室	

☆居室の変更:ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項:トイレは居室外になります。

☆居室に係る料金は以下の通りとします。

①従来型個室 : 1,390 円

②多床室 : 1,110 円

7. エレベーターご利用時の注意事項

当施設は、ご利用者の安全を守ることを最優先に考え、エレベーターをご利用いただく場合、暗証番号制を採用しています。

エレベーターをご利用いただく際は、通常の昇降ボタンを押す前に、エレベーター表示版の横にあるテンキーボタンで、次の四桁の数字を入力してください。

4 1 6 5 の四桁です。

※エレベーターを操作される際は、ご利用者の乗り込みには十分ご注意ください。よう、お願いいたします。

8. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	指 定 基 準
1. 施設長〈管理者〉	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職員	24名	21名(常勤換算)
4. 看護職員	4名	4名(常勤換算)
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師(配置医師)	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制 *ただし変則週休2日制
1. 医師(配置医師)	月・火・木・金・土曜日 13:00~17:00 1名 愛仁会 あいわクリニック
2. 生活相談員	月~土曜日 8:30~17:00
3. 介護職員	標準的な時間における最低配置人員 日勤 8:30~17:00 6名 早出 7:30~16:00 1名 遅出 10:30~19:00 1名 夜勤 16:30~9:00 4名
4. 看護職員	標準的な時間における最低配置人員 8:30~17:00 2名
5. 機能訓練指導員	月~土曜日 8:30~17:00
6. 介護支援専門員	月~土曜日 8:30~17:00

<配置職員の職種>

医師	ご利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。
生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。
看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	ご利用者に係る入所生活介護計画を作成します。
管理栄養士	ご利用者の摂取機能等を考慮した栄養ケア計画を作成し、身体状況及び嗜好に配慮したお食事を提供します。

9. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食	8時00分より8時45分
昼食	12時00分より12時45分
夕食	18時00分より18時45分

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥ 介護職員による医療行為の実施について

- ・ 看護職員不在の夜間帯などに、たんの吸引、胃ろうからの栄養剤の注入などの医療行為が必要になった場合に、兵庫県が認定する「特定行為業務従事者」の資格をもった介護職員が実施します。
実施に当たっては、医師、看護職員と十分連携し、安全に実施できる体制を整えます。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

⑧ 例行事及び全員参加するレクリエーション

- ・ お花見、夏祭り、敬老会、クリスマス会、節分、お誕生日会等

〈サービス利用料金(1日あたり)〉

別表に定めます料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と、居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

10. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保障するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関名	診療科目	所在地 連絡先
千船病院	内科・循環器科・内分泌消化器科・呼吸器科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・皮膚科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・器官食道科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科	住所：大阪市西淀川区福町 3-2-39 電話：06-6471-9541
宝塚市立病院	内科・神経内科・呼吸器科・緩和ケア科・消化器科・循環器科・腎臓内科・心療内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科・歯科口腔外科・麻酔科	住所：宝塚市小浜4-5-1 電話：0797-87-1161
こだま病院	内科・呼吸器内科・胃腸内科・消化器外科・内科・内視鏡外科・内科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・眼科・肛門外科	住所：宝塚市御殿山1-3-2 電話：0797-87-2525
宝塚歯科医師会		

11. 当施設の申し出により退所していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により当施設又はサービス従事者もしくは他のご入所者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご利用者の行動が他のご入所者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、ご入所者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ ご利用者が連続して3か月を超えて、病院に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑥ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

12. ご利用者が病院等に入院された場合の対応について

施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

当初から3か月以内の退院が見込まれて、実際に3か月以内に退院された場合は、退院後再び当施設に入所することができます。

3か月を超えて入院が見込まれる場合、もしくは入院された場合には、契約は解除となります。

また、料金につきましては、実際に入院した日数に応じて、各負担段階に設定された居住費と、入院の翌日から当該月6日間(当該入院が月をまたがる場合は最大12日間)の範囲内で、外泊時費用(1日あたり 263円)をご負担いただきます。但し、ご利用者の同意を得て、居室を短期入所生活介護(ショートステイ)等に利用した場合はこの料金は不要です。

13. 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、当施設はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 医療機関又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

14. 身元引受人

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近で、ご利用者のお世話をされてきたご家族や親族にお引き受けいただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、ご利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。

また、こればかりではなく、ご利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行っていただきます。更には、施設と協力、連携して退所後のご利用者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(4) ご利用者が入所中に逝去された場合においては、そのご遺体の残置品(居室内に残置する日常生活品や身の回りの品等であり、又高価品は除外します)の引取り等の処理についても身元引受人がその責任で行う必要があります。

貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続に従って、その処理を行うこととなります。

また、ご利用者が逝去されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の残置品をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。

(5) 身元引受人が逝去、もしくは破産宣告をうけた場合には、事業者はあらたな身元引受人を立てていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります

(6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

※ご利用者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

15. 苦情の受付について

(1) サービスに関する相談や苦情は以下の窓口で受け付けます。

① 当事業所の苦情受付窓口

苦情受付責任者

施設長 宮山 純子

苦情受付担当者

生活相談員 奥西 ともえ

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00

② 第三者委員に次の方をお願い致しております。

長岡 恵美氏(ながおか えみ) 連絡先 0797-84-3335 です。

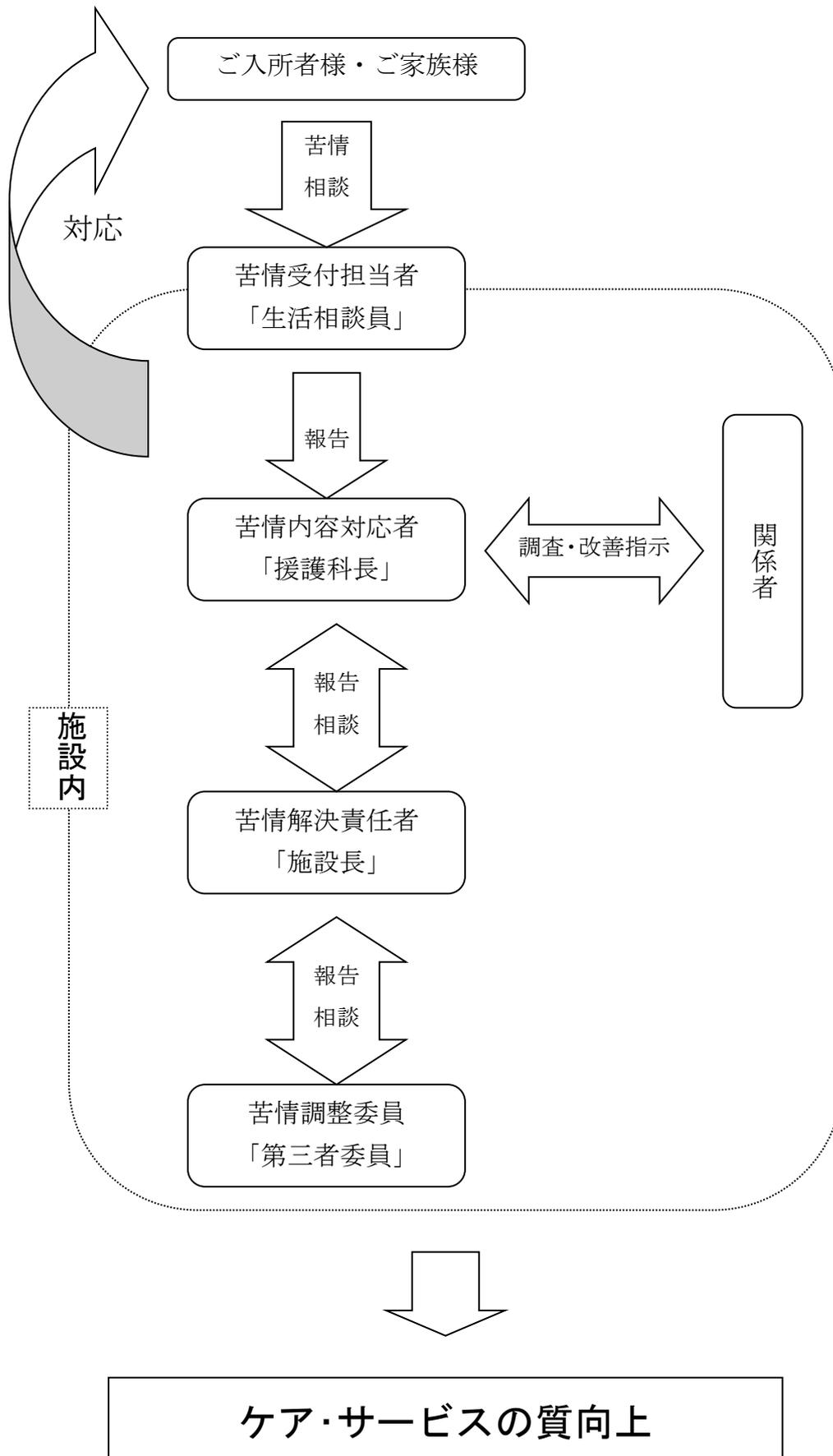
芝 智恵子氏(しば ちえこ) 連絡先 0797-88-6324 です。

「第三者委員とは、ご利用者、またそのご家族の方々と事業所との間に入って、問題を公平・中立な立場で解決の調整・助言を下さる方です。希望される場合は、第三者委員も交えてお話し合いもできます。」

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

宝塚市役所 介護保険課	所在地 宝塚市東洋町1番1号 電話番号 0797-77-2136 FAX番号 0797-71-1355 受付時間 9:00～17:00 月～金(祝日を除く)
兵庫県国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617 受付時間 9:00～17:15 月～金(祝日を除く)

16. 苦情対応の流れ



17. サービス提供における事業者の義務

施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご入所者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、運営規定に基づいて定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者等の情報開示の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。その際は、情報開示申出書を提出して頂く等、当施設規定に則って情報開示を行います。
- ⑥ ご利用者の身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご利用者または他のご利用者等の生命身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 当施設及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はそのご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
但し、業務上、ご利用者及びそのご家族の個人情報を使用する際には、事前にご入所者及びそのご家族に文書にて同意を得、必要最小限の範囲内で行います。

18. 施設利用の留意事項

施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、他のご入所されている方に迷惑のかかると思われるものは持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間は、基本的に午前 8:00～午後 8:00と設定しておりますが、緊急の場合等はこの限りではありません。面会の際は、その都度、面会簿に記帳して下さい。面会の時に食物を持参される場合は、ご利用者の食される分量のみお持ちこみください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、なるべく 2 日前までにお申し出下さい。葬儀への参列などの緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、前記⑧(1) (サービス利用料金表記載参照)に定める「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従ってご利用下さい。
- 故意に、又は僅かな注意を払うことにより避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- ペットの持ち込みはできません。

(6) 喫煙・飲酒

当施設は、全館禁煙・禁酒となっております。ご協力お願い致します。

19. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、市町村(保険者)、ご利用者やそのご家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

20.暴力団の排除

施設は事業活動により暴力団の活動を助成し、又は暴力団の運営に資することのないよう暴力団を排除し、ご利用者が安心してサービスの利用ができるよう環境を整備します

21.運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表

施設は少なくとも年1回以上、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、評価の結果を公表いたします

22. 損害賠償について

(1)当施設において、施設の責任によりご利用者に生じた損害については、当施設は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、ご利用者側に故意又は過失が認められる場合においてご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、当施設の損害賠償の額を減じる場合があります。

(2)施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償責任を免れます。

- ① ご利用者(そのご家族、身元引受人等も含む)が、契約締結に際し、ご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② ご利用者(その家族、身元引受人も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ ご利用者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ ご利用者が、当施設もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

23. 非常災害対策について

消防訓練と避難訓練を年に2回以上実施しています。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑

説明者職名 氏名 印

私達は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (契約者との続柄 _____)

私は、契約者が施設からの重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (契約者との関係 _____)

立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (契約者との続柄もしくは関係 _____)

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

介護老人福祉施設

サービス利用料金 別表
(一割負担用)

令和6年4月1日 改訂

社会福祉法人 愛和会

特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑

サービス利用料金

令和6年4月1日 改訂

《個室の場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	8,127 円	8,960 円	9,846 円	10,690 円	11,523 円
2.給付金額	7,314 円	8,064 円	8,861 円	9,621 円	10,370 円
3.自己負担額 (1-2)	813 円	896 円	985 円	1,069 円	1,153 円
4.食 費	1,860 円				
5.滞在費	1,390 円				
6.自己負担額 (3+4+5)	4,063 円	4,146 円	4,235 円	4,319 円	4,403 円

《多床室の場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	8,127 円	8,960 円	9,846 円	10,690 円	11,523 円
2.給付金額	7,314 円	8,064 円	8,861 円	9,621 円	10,370 円
3.自己負担額 (1-2)	813 円	896 円	985 円	1,069 円	1,153 円
4.食 費	1,860 円				
5.滞在費	1,110 円				
6.自己負担額 (3+4+5)	3,783 円	3,866 円	3,955 円	4,039 円	4,123 円

尚、所得上の第1段階～第3段階のご利用者につきましては、食費・滞在費については、上記金額ではなく、下記の通りとなります。

<負担限度額>

		滞在費		食費
		多床室	従来型個室	
第1段階	日額	0円	320円	300円
第2段階	日額	370円	420円	390円
第3段階	日額	370円	820円	650円
第3段階	日額	370円	820円	1360円

※一日あたりの料金となっております。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

☆上記のサービス利用料金には、以下の加算(①～⑥)が含まれています。⑦～⑫の加算につきましては、月額あたり595円が加算されます。

① 日常生活継続支援加算 39円/日

入所者総数の70%以上が要介護4以上、又は認知症日常生活自立度がⅢ以上の利用者が65%以上で、尚且つ介護福祉士の有資格者が入所者6名に対して1名以上の配置がある場合に加算されます。

② 個別機能訓練加算 13円/日

機能訓練指導員が利用者個々の状況に応じた機能訓練計画を立案し、それに沿った機能訓練を実施している場合に加算されます。

③ 看護職員配置加算Ⅰ 5円/日

常勤の看護師を1名以上配置していることで加算されます。

- ④ 看護職員配置加算Ⅱ 9円/日
常勤の看護師を国基準より1名以上多く配置し、24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。
- ⑤ 夜勤職員配置加算Ⅲ 17円/日
夜勤職員を国基準より1名以上多く配置し、尚且つ喀痰吸引研修を修了した職員が毎晩配置されている場合に加算されます。
- ⑥ 栄養マネジメント強化加算 12円/日
常勤の管理栄養士を1名以上配置し、食事観察を定期的を実施し、入所者ごとに適切な食事を提供するための栄養ケア計画を策定していることで加算されます。
- ⑦ 協力医療機関連携加算 107円/月(令和7年3月まで)
54円/月(令和7年4月以降)
施設内で対応可能な範囲を超えた医療サービスを、協力医療機関との連携の下で適切に行う体制を確保し、協力医療機関等に入院した後に、退院可能となった場合に、速やかに再入所できる体制を整えた時に加算されます。
- ⑧ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 6円/月
感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、感染制御等の感染症対策の現地指導を受けた場合に加算されます。
- ⑨ 自立支援促進加算 299円/月
全ての利用者に対して、医師が入所時医学的に機能改善の評価を実施し、その結果特に対応が必要と判断された場合、寝たきりや廃用を防止する目的で支援計画を策定、定期的に見直しすることで加算されます。
- ⑩ 科学的介護推進加算(Ⅱ) 54円/月
より良い介護を目指し、厚生労働省に所定の情報提供を毎月行い、サービスの質の向上への改善の指導を受ける体制を確立した場合に加算されます。
- ⑪ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 22円/月
機能訓練指導員の作成した、個別機能訓練計画を、厚生労働省に提出し、適切で有効な機能訓練を実施することで加算されます。

⑫ 生活機能向上連携加算 107 円/月

連携する訪問リハビリテーションの職員が定期的に来苑して、ご利用者の身体機能評価や、機能訓練を行うことを目的とした加算です。

☆介護職員処遇改善加算 令和6年5月末で廃止

介護保険一部負担額の 8.3%が利用料金に加算されます。加算分は全て介護職員の賃金に上乗せされます。

☆特定処遇改善加算 令和6年5月末で廃止

介護保険一部負担額の 2.7%が利用料金に加算されます。加算分は全て介護職員の賃金に上乗せされます。

☆ベースアップ等支援加算 令和6年5月末で廃止

介護職員の賃金改善、資質向上に充てることを目的として創設された加算です。介護保険総利用点数の 1.6%が利用料金に加算されます。

☆介護職員等処遇改善加算 令和6年6月以降

上記 3 つの職員処遇改善加算が整理統合されます。主に介護職員の賃金改善を目的とし、皆さまにご負担いただく、介護保険一部負担額の 14%がご利用料金に加算されます。

☆ ご契約者の中で対象となる方について、下記の加算を算定する場合があります。

① 療養食加算 7 円/食

利用者の病状に応じて、主治医より治療療養を目的とした食事箋が発行された方に加算されます。

② 認知症チームケア推進加算 128 円/月

認知症自立度がⅢ以上の利用者に、専門的な研修を受けた職員の指導のもとに、専門的な認知症介護を提供した場合に加算されます。

③ 口腔衛生管理加算 I 97 円/月

歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアに関わる技術指導、助言を月 1 回以上行った場合に加算されます。

④ 口腔衛生管理加算Ⅱ 118 円/月

歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、月に 2 回以上口腔ケアを実施し、その指導を介護職員に行った場合に算定されます。

⑤ 経口維持加算Ⅰ 428 円/月

摂食、嚥下機能の低下により、食事の経口摂取が困難となった場合でも、口から食べる楽しみを続けられるよう、多職種協働で支援することで加算されます。

⑥ 経口維持加算Ⅱ 107 円/月

上記Ⅰを算定したうえで、歯科医師、歯科衛生士が食事観察・会議に参加した場合に加算されます。

⑦ 再入所時栄養連携加算 428 円/回

病院に入院した入所者が、退院する際に食事形体が大きく以前と異なり、管理栄養士が病院の栄養食事指導に参加連携し、栄養ケア計画を作成した場合に算定されます。

⑧ 配置医師緊急時対応加算 348 円(回) 8 時～17 時
695 円(回) 6 時～8 時

施設の配置医師が、定期の診察日や診療時間外に、利用者の体調不良や急変時に診察した場合に加算されます。

⑨ 個別機能訓練加算Ⅲ 22 円/月

個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定している方について、機能訓練指導員等が、口腔の健康状態・全体的な栄養状態についての情報を共有し、適切に機能訓練計画の見直しを行った時に加算されます。

⑩ 退所時情報提供加算 267 円/回

医療機関へ退所される方について、退所先である医療機関に対して、その方の生活歴等を示す情報を提供した時に、退所時 1 回限りで加算されます。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① ご契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金:一日当たり 1,860 円(第四段階以上の方)

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。利用

料金:材料代等の実費をいただく場合があります。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただく事が
適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

④ 理髪・美容

月に2回、理容師の出張による理髪・美容サービス(調髪、顔剃り、洗髪等)をご利用いただけます。(第一・第三水曜日)

利用料金:1回あたり 散髪 1,900 円 顔剃り 600 円
洗髪 600 円 パーマ 3,800 円

⑤ 家電製品使用料について

ご契約者個人の使用する家電製品については、別途使用料金をいただきます。

テレビ・ラジオ等 1器具につき1月 500 円

電気毛布・エアーマット・アンカ等 1器具につき1月 2,000 円

冷蔵庫 1台につき1月 1,500 円

利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、請求いたします。

① 金融機関からの自動口座振替による支払い。

② あいわ苑の指定する口座へのお振込みによる支払い。

指定口座 三菱UFJ銀行 宝塚中山支店

当座預金 365076

社会福祉法人 愛和会 高岡 秀幸

1. ③ あいわ苑の事務所窓口での支払い

月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

介護老人福祉施設

サービス利用料金 別表
(二割負担用)

令和6年4月1日 改訂

社会福祉法人 愛和会

特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑

サービス利用料金

令和6年4月1日 改訂

《個室の場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	8,127 円	8,960 円	9,846 円	10,690 円	11,523 円
2.給付金額	6,501 円	7,168 円	7,876 円	8,552 円	9,218 円
3.自己負担額 (1-2)	1,626 円	1,792 円	1,970 円	2,138 円	2,305 円
4.食 費	1,860 円				
5.滞在費	1,390 円				
6.自己負担額 (3+4+5)	4,876 円	5,042 円	5,220 円	5,388 円	5,555 円

《多床室の場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	8,127 円	8,960 円	9,846 円	10,690 円	11,523 円
2.給付金額	6,501 円	7,168 円	7,876 円	8,552 円	9,218 円
3.自己負担額 (1-2)	1,626 円	1,792 円	1,970 円	2,138 円	2,305 円
4.食 費	1,860 円				
5.滞在費	1,110 円				
6.自己負担額 (3+4+5)	4,596 円	4,762 円	4,940 円	5,108 円	5,275 円

尚、所得上の第1段階～第3段階のご利用者につきましては、食費・滞在費については、上記金額ではなく、下記の通りとなります。

<負担限度額>

		滞在費		食費
		多床室	従来型個室	
第1段階	日額	0円	320円	300円
第2段階	日額	370円	420円	390円
第3段階	日額	370円	820円	650円
第3段階	日額	370円	820円	1360円

※一日あたりの料金となっております。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

☆上記のサービス利用料金には、以下の加算(①～⑦)が含まれています。⑧～⑫の加算につきましては、月額あたり1,187円が加算されます。

- ① 日常生活継続支援加算 77円/日
入所者総数の70%以上が要介護4以上、又は認知症日常生活自立度がⅢ以上の利用者が65%以上で、尚且つ介護福祉士の有資格者が入所者6名に対して1名以上の配置がある場合に加算されます。
- ② 個別機能訓練加算 26円/日
機能訓練指導員が利用者個々の状況に応じた機能訓練計画を立案し、それに沿った機能訓練を実施している場合に加算されます。
- ③ 看護職員配置加算Ⅰ 9円/日
常勤の看護師を1名以上配置していることで加算されます。
- ④ 看護職員配置加算Ⅱ 17円/日
常勤の看護師を国基準より1名以上多く配置し、24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。

- ⑤ 夜勤職員配置加算Ⅲ 34 円/日
夜勤職員を国基準より 1 名以上多く配置し、尚且つ喀痰吸引研修を修了した職員が毎晩配置されている場合に加算されます。
- ⑥ 栄養マネジメント強化加算 24 円/日
常勤の管理栄養士を 1 名以上配置し、食事観察を定期的実施し、入所者ごとに適切な食事を提供するための栄養ケア計画を策定していることで加算されます。
- ⑦ 協力医療機関連携加算 214 円/月(令和 7 年 3 月まで)
107 円/月(令和 7 年 4 月以降)
施設内で対応可能な範囲を超えた医療サービスを、協力医療機関との連携の下で適切に行う体制を確保し、協力医療機関等に入院した後に、退院可能となった場合に、速やかに再入所できる体制を整えた時に加算されます。
- ⑧ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 11 円/月
感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、感染制御等の感染症対策の現地指導を受けた場合に加算されます。
- ⑨ 自立支援促進加算 598 円/月
全ての利用者に対して、医師が入所時医学的に機能改善の評価を実施し、その結果特に対応が必要と判断された場合、寝たきりや廃用を防止する目的で支援計画を策定、定期的に見直しすることで加算されます。
- ⑩ 科学的介護推進加算(Ⅱ) 107 円/月
より良い介護を目指し、厚生労働省に所定の情報提供を毎月行い、サービスの質の向上への改善の指導を受ける体制を確立した場合に加算されます。
- ⑪ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 43 円/月
機能訓練指導員の作成した、個別機能訓練計画を、厚生労働省に提出し、適切で有効な機能訓練を実施することで加算されます。
- ⑫ 生活機能向上連携加算 214 円/月
連携する訪問リハビリテーションの職員が定期的に来苑して、ご利用者の身体機能評価や、機能訓練を行うことを目的とした加算です。

☆介護職員処遇改善加算 令和6年5月末で廃止

介護保険一部負担額の8.3%が利用料金に加算されます。加算分は全て介護職員の賃金に上乗せされます。

☆特定処遇改善加算 令和6年5月末で廃止

介護保険一部負担額の2.7%が利用料金に加算されます。加算分は全て介護職員の賃金に上乗せされます。

☆ベースアップ等支援加算 令和6年5月末で廃止

介護職員の賃金改善、資質向上に充てることを目的として創設された加算です。介護保険総利用点数の1.6%が利用料金に加算されます。

☆介護職員等処遇改善加算 令和6年6月以降

上記3つの職員処遇改善加算が整理統合されます。主に介護職員の賃金改善を目的とし、皆さまにご負担いただく、介護保険一部負担額の14%がご利用料金に加算されます。

☆ ご契約者の中で対象となる方について、下記の加算を算定する場合があります。

① 療養食加算 13円/食

利用者の病状に応じて、主治医より治療療養を目的とした食事箋が発行された方に加算されます。

② 認知症チームケア推進加算 257円/月

認知症自立度がⅢ以上の利用者に、専門的な研修を受けた職員の指導のもとに、専門的な認知症介護を提供した場合に加算されます。

③ 口腔衛生管理加算Ⅰ 193円/月

歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアに関わる技術指導、助言を月1回以上行った場合に加算されます。

④ 口腔衛生管理加算Ⅱ 235円/月

歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、月に2回以上口腔ケアを実施し、その指導を介護職員に行った場合に算定されます。

- ⑤ 経口維持加算Ⅰ 855 円/月
摂食、嚥下機能の低下により、食事の経口摂取が困難となった場合でも、口から食べる楽しみを続けられるよう、多職種協働で支援することで加算されます。
- ⑥ 経口維持加算Ⅱ 214 円/月
上記Ⅰを算定したうえで、歯科医師、歯科衛生士が食事観察・会議に参加した場合に加算されます。
- ⑦ 再入所時栄養連携加算 428 円/回
病院に入院した入所者が、退院する際に食事形体が大きく以前と異なり、管理栄養士が病院の栄養食事指導に参加連携し、栄養ケア計画を作成した場合に算定されます。
- ⑧ 配置医師緊急時対応加算 695 円(回) 8 時～17 時
1,389 円(回) 6 時～8 時
施設の配置医師が、定期の診察日や診療時間外に、利用者の体調不良や急変時に診察した場合に加算されます。
- ⑨ 個別機能訓練加算Ⅲ 43 円/月
個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定している方について、機能訓練指導員等が、口腔の健康状態・全体的な栄養状態についての情報を共有し、適切に機能訓練計画の見直しを行った場合に加算されます。
- ⑩ 退所時情報提供加算 534 円/回
医療機関へ退所される方について、退所先である医療機関に対してその方の生活歴等を示す情報を提供した時、退所時 1 回限り加算されます。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① ご契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金:一日当たり 1,860 円(第四段階以上の方)

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。利用

料金:材料代等の実費をいただく場合があります。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただく事が
適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

④ 理髪・美容

月に2回、理容師の出張による理髪・美容サービス(調髪、顔剃、洗髪等)をご利用いただけます。(第一・第三水曜日)

利用料金:1回あたり 散髪 1,900 円 顔剃り 600 円
洗髪 600 円 パーマ 3,800 円

⑤ 家電製品使用料について

ご契約者個人の使用する家電製品については、別途使用料金をいただきます。

テレビ・ラジオ等 1器具につき1月 500 円

電気毛布・エアーマット・アンカ等 1器具につき1月 2,000 円

冷蔵庫 1台につき1月 1,500 円

利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、請求いたします。

① 金融機関からの自動口座振替による支払い。

② あいわ苑の指定する口座へのお振込みによる支払い。

指定口座 三菱UFJ銀行 宝塚中山支店

当座預金 365076

社会福祉法人 愛和会 高岡 秀幸

1. ③ あいわ苑の事務所窓口での支払い

月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

介護老人福祉施設

サービス利用料金 別表
(一割負担用)

令和6年4月1日 改訂

社会福祉法人 愛和会

特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑

サービス利用料金

令和6年4月1日 改訂

《個室の場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	8,127 円	8,960 円	9,846 円	10,690 円	11,523 円
2.給付金額	7,314 円	8,064 円	8,861 円	9,621 円	10,370 円
3.自己負担額 (1-2)	813 円	896 円	985 円	1,069 円	1,153 円
4.食 費	1,860 円				
5.滞在費	1,390 円				
6.自己負担額 (3+4+5)	4,063 円	4,146 円	4,235 円	4,319 円	4,403 円

《多床室の場合》

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	8,127 円	8,960 円	9,846 円	10,690 円	11,523 円
2.給付金額	7,314 円	8,064 円	8,861 円	9,621 円	10,370 円
3.自己負担額 (1-2)	813 円	896 円	985 円	1,069 円	1,153 円
4.食 費	1,860 円				
5.滞在費	1,110 円				
6.自己負担額 (3+4+5)	3,783 円	3,866 円	3,955 円	4,039 円	4,123 円

尚、所得上の第1段階～第3段階のご利用者につきましては、食費・滞在費については、上記金額ではなく、下記の通りとなります。

<負担限度額>

		滞在費		食費
		多床室	従来型個室	
第1段階	日額	0円	320円	300円
第2段階	日額	370円	420円	390円
第3段階	日額	370円	820円	650円
第3段階	日額	370円	820円	1360円

※一日あたりの料金となっております。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

☆上記のサービス利用料金には、以下の加算(①～⑥)が含まれています。⑦～⑫の加算につきましては、月額あたり595円が加算されます。

- ① 日常生活継続支援加算 39円/日
入所者総数の70%以上が要介護4以上、又は認知症日常生活自立度がⅢ以上の利用者が65%以上で、尚且つ介護福祉士の有資格者が入所者6名に対して1名以上の配置がある場合に加算されます。
- ② 個別機能訓練加算 13円/日
機能訓練指導員が利用者個々の状況に応じた機能訓練計画を立案し、それに沿った機能訓練を実施している場合に加算されます。
- ③ 看護職員配置加算Ⅰ 5円/日
常勤の看護師を1名以上配置していることで加算されます。

- ④ 看護職員配置加算Ⅱ 9円/日
常勤の看護師を国基準より1名以上多く配置し、24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。
- ⑤ 夜勤職員配置加算Ⅲ 17円/日
夜勤職員を国基準より1名以上多く配置し、尚且つ喀痰吸引研修を修了した職員が毎晩配置されている場合に加算されます。
- ⑥ 栄養マネジメント強化加算 12円/日
常勤の管理栄養士を1名以上配置し、食事観察を定期的に行い、入所者ごとに適切な食事を提供するための栄養ケア計画を策定していることに加算されます。
- ⑦ 協力医療機関連携加算 107円/月(令和7年3月まで)
54円/月(令和7年4月以降)
施設内で対応可能な範囲を超えた医療サービスを、協力医療機関との連携の下で適切に行う体制を確保し、協力医療機関等に入院した後に、退院可能となった場合に、速やかに再入所できる体制を整えた時に加算されます。
- ⑧ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 6円/月
感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、感染制御等の感染症対策の現地指導を受けた場合に加算されます。
- ⑨ 自立支援促進加算 299円/月
全ての利用者に対して、医師が入所時医学的に機能改善の評価を実施し、その結果特に対応が必要と判断された場合、寝たきりや廃用を防止する目的で支援計画を策定、定期的に見直しすることで加算されます。
- ⑩ 科学的介護推進加算(Ⅱ) 54円/月
より良い介護を目指し、厚生労働省に所定の情報提供を毎月行い、サービスの質の向上への改善の指導を受ける体制を確立した場合に加算されます。
- ⑪ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 22円/月
機能訓練指導員の作成した、個別機能訓練計画を、厚生労働省に提出し、適切で有効な機能訓練を実施することで加算されます。

⑫ 生活機能向上連携加算 107 円/月

連携する訪問リハビリテーションの職員が定期的に来苑して、ご利用者の身体機能評価や、機能訓練を行うことを目的とした加算です。

☆介護職員処遇改善加算 令和6年5月末で廃止

介護保険一部負担額の 8.3%が利用料金に加算されます。加算分は全て介護職員の賃金に上乗せされます。

☆特定処遇改善加算 令和6年5月末で廃止

介護保険一部負担額の 2.7%が利用料金に加算されます。加算分は全て介護職員の賃金に上乗せされます。

☆ベースアップ等支援加算 令和6年5月末で廃止

介護職員の賃金改善、資質向上に充てることを目的として創設された加算です。介護保険総利用点数の 1.6%が利用料金に加算されます。

☆介護職員等処遇改善加算 令和6年6月以降

上記 3 つの職員処遇改善加算が整理統合されます。主に介護職員の賃金改善を目的とし、皆さまにご負担いただく、介護保険一部負担額の 14%がご利用料金に加算されます。

☆ ご契約者の中で対象となる方について、下記の加算を算定する場合があります。

① 療養食加算 7 円/食

利用者の病状に応じて、主治医より治療療養を目的とした食事箋が発行された方に加算されます。

② 認知症チームケア推進加算 128 円/月

認知症自立度がⅢ以上の利用者、専門的な研修を受けた職員の指導のもとに、専門的な認知症介護を提供した場合に加算されます。

③ 口腔衛生管理加算 I 97 円/月

歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアに関わる技術指導、助言を月 1 回以上行った場合に加算されます。

④ 口腔衛生管理加算Ⅱ 118 円/月

歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、月に 2 回以上口腔ケアを実施し、その指導を介護職員に行った場合に算定されます。

⑤ 経口維持加算Ⅰ 428 円/月

摂食、嚥下機能の低下により、食事の経口摂取が困難となった場合でも、口から食べる楽しみを続けられるよう、多職種協働で支援することで加算されます。

⑥ 経口維持加算Ⅱ 107 円/月

上記Ⅰを算定したうえで、歯科医師、歯科衛生士が食事観察・会議に参加した場合に加算されます。

⑦ 再入所時栄養連携加算 428 円/回

病院に入院した入所者が、退院する際に食事形体が大きく以前と異なり、管理栄養士が病院の栄養食事指導に参加連携し、栄養ケア計画を作成した場合に算定されます。

⑧ 配置医師緊急時対応加算 348 円(回) 8 時～17 時
695 円(回) 6 時～8 時

施設の配置医師が、定期の診察日や診療時間外に、利用者の体調不良や急変時に診察した場合に加算されます。

⑨ 個別機能訓練加算Ⅲ 22 円/月

個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定している方について、機能訓練指導員等が、口腔の健康状態・全体的な栄養状態についての情報を共有し、適切に機能訓練計画の見直しを行った時に加算されます。

⑩ 退所時情報提供加算 267 円/回

医療機関へ退所される方について、退所先である医療機関に対して、その方の生活歴等を示す情報を提供した時に、退所時 1 回限りで加算されます。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① ご契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金:一日当たり 1,860 円(第四段階以上の方)

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。利用

料金:材料代等の実費をいただく場合があります。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただく事が
適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

④ 理髪・美容

月に2回、理容師の出張による理髪・美容サービス(調髪、顔剃り、洗髪等)をご利用いただけます。(第一・第三水曜日)

利用料金:1回あたり 散髪 1,900 円 顔剃り 600 円
洗髪 600 円 パーマ 3,800 円

⑤ 家電製品使用料について

ご契約者個人の使用する家電製品については、別途使用料金をいただきます。

テレビ・ラジオ等 1器具につき1月 500 円

電気毛布・エアーマット・アンカ等 1器具につき1月 2,000 円

冷蔵庫 1台につき1月 1,500 円

利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、請求いたします。

① 金融機関からの自動口座振替による支払い。

② あいわ苑の指定する口座へのお振込みによる支払い。

指定口座 三菱UFJ銀行 宝塚中山支店

当座預金 365076

社会福祉法人 愛和会 高岡 秀幸

1. ③ あいわ苑の事務所窓口での支払い

月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

土曜日 9:00～13:00